

令和4年度
一般財団法人調布市武者小路実篤記念館
第2回 臨時評議員会
議 事 録

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館

令和4年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館

第2回臨時評議員会議事録

日時 令和5年3月29日(水)
午後3時30分 開会
場所 調布市教育会館
302会議室(3階)

出席評議員(4人)

評議員	浅井京子
評議員	瀧田浩
評議員	小西聡
評議員	齋田文雄

事務局	事務局長	福島さとみ
	主幹	伊藤陽子
	総務係長	石井めぐみ
	総務係主事	岸佑香

陪席

郷土博物館	文化財係主任	中村光次
-------	--------	------

(午後5時07分 閉会)

[議事次第]

－理事長挨拶－

第1 議題

(1) 審議事項

議案第1号 議事録署名人の選出について

議案第2号 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款の変更について

(2) 報告事項

報告第1号 令和4年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館補正予算(第2号)について

報告第2号 令和5年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館事業計画について

報告第3号 令和5年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館予算について

報告第4号 令和5年度職員体制について

第2 その他

○事務局　それでは皆さんおそろいとなりましたので、令和4年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館第2回臨時評議員会を開催いたします。

初めに、武者小路理事長から御挨拶をお願いします。

○武者小路理事長　お忙しい中、ありがとうございます。

天候が不順といえますか、降ったり晴れたり、寒かったり暖かかったりで、私も体が追いつきにくいということがありますけれども、皆様も御健康には大変気をつけていただきたいと思います。

また、桜も早くに咲いて、そろそろ散り始めているところも多いようですけれども、気温も春に向かっていくと思いますので、いろいろと頑張っていかなければいけないと思います。

今日は、いろいろと重要な事項もございますので、よろしく願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。

それでは、次第に沿って評議員会を進行させていただきます。

評議員会の議長は、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の定款第18条の規定により、評議員会に出席される評議員の中から選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」)

○事務局　ただいま事務局一任との声がありましたが、事務局一任とさせていただきますよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○事務局　異議なしということでありますので、事務局長から議長を指名させていただきます。

瀧田浩評議員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、これより瀧田評議員に議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○議長　それでは、私が議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の評議員会の効力について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局　本日の評議員会には、評議員5人中4人が出席されています。これにより、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の定款第19条に規定する定足数に達していることを報告いたします。

○議長　ありがとうございます。定足数に達しているということですので

で、これより議事次第のとおり進めてまいります。

では、まず第1議題のうち、審議事項です。初めに、議案第1号「議事録署名人の選出について」を議題といたします。

事務局から提案理由の御説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号「議事録署名人の選出について」です。議事録署名人につきましては、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の定款第22条2項の規定に基づき、出席した評議員の中から2名を選出することとなっていますが、いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」)

○事務局 ただいま事務局一任との声がありました。よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○事務局 それでは、ただいま事務局一任との声がありましたので、浅井京子評議員と小西聡評議員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○事務局 異議なしとのことですので、浅井評議員と小西評議員をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議案第1号「議事録署名人の選出について」は、浅井京子評議員と小西聡評議員を議事録署名人に選出することに決定いたしました。お二方、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号「一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款の変更について」を議題といたします。

なお、定款について説明するのですが、定款の変更については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、いわゆる一般法人法と呼ばれるものですが、その第189条第2項第3号及び定款第20条第2項第3号、同じく定款第38条第1項により、議決権のある評議員の3分の2を超える賛成が必要な特別決議の扱いとなっております。よって評議員5人のうちの4人以上ということになりますので、議長である私も含め、本日御出席の評議員4人全員の賛成があった場合に決議されることになっております。そのことを最初に申し添えておきます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号「一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款の変更について」。

上記の議案を提出する。

令和5年3月29日。

提出者。一般財団法人調布市武者小路実篤記念館理事長、武者小路知行。

提案理由。一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款第38条の規定により、決議を求めるため提案するものであります。

それでは、説明をさせていただきます。お配りしております実篤記念館の定款の変更についてと、定款の新旧対照表を御覧いただきながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館は平成25年4月に、従来の運営事業団から一般財団法人へと組織を変更し定款を定めています。このたび、法令遵守の観点から「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）」（以下「一般法人法」という。）と当財団定款が定める内容や財団運営の実態を照らし合わせたところ、一部に齟齬があることが判明いたしました。そのため、一般法人法に基づく適正な財団運営を図るため、定款を変更するものです。

変更内容については、資料として「一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款 新旧対照表」をお配りしておりますので御覧ください。

当財団では、常務理事の報酬や就業については規則で定めがあるものの、定款においては常務理事を置くことや選任手続に関する定めが記載されておらず、実態と乖離しておりましたことから、定款第23条第2項の変更と、第3項を新たに追加し、業務執行理事としての常務理事を明確化します。また、第24条第2項において、法に定められている選任手続を定款上でも明確化します。

あわせて、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定に基づく理事長及び常務理事による業務の執行状況に関する報告が、理事会において実施されていなかったことから、当財団における理事会の開催状況を踏まえつつ、定款において明確化します。

以上、定款変更について、評議員会での決議をお願いするものであります。

以上です。

○議長 ただいま、事務局から議案第2号の説明がございました。質疑、御意見を伺っていきます。ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

どうぞ。

○評議員　　今回、定款の変更ということで、おそらく何がしかのチェックのタイミングで見つかったのだと思うのですが、その発見の経緯と、これ以外には直すところがなかったのかということに関して教えてください。

○議長　　よろしく願いいたします。

○柏原常務理事　　常務理事から、経緯等を説明させていただきます。

昨年来、いろいろ法令遵守の観点から少しブラッシュアップをしておりますけれども、まさに法令で規定するところと、あと、私の常務理事としての扱いに、いろいろと齟齬があるということが今年の終わりぐらいに判明したところでございます。特に私の立場につきましては、日頃の業務におきましては、決裁の流れの中で決裁印を押したりしているのですが、いわゆる業務の執行という形になります。しかしながら、当財団の定款ではそのようなものが入っていない。実は規則とかそういったものには入っているのですが、一番大本になる定款には入っていないということがございました。

それから、常務理事の選任に関しましても、法律上は理事会の決議を以て選任することになっておりますけれども、それが定款にも定めがないものですから、これまでは行っていなかったということでございます。

また、理事長と常務理事、いわゆる業務執行理事は、理事会において、法律上は3か月ごとに業務の執行の状況の報告をするということになっておりますが、これが当財団ではこのようになされていなかった面がございます。そういったことから、それを行うべく、ただ、法律上、3か月に一遍となりますと、最低でも年に4回は理事会を開催するということになります。ただ、現実に当財団の規模ですと、年4回の理事会はあまり効率的なものではございませんので、法律を準用する形で、最低年2回の報告をすることが法律でも認められていますので、それに合わせた定款の変更を行いたいということから、今般の定款変更のお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長　　柏原常務理事から御説明がありましたが、いかがでしょうか。

○評議員　　経緯に関しては、御説明ありがとうございます。了解いたしました。

○議長　　それでは、ほかに質疑、御意見等ございましたら伺います。い

かがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議案第2号「一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款の変更について」、ここで異議のある方について改めて伺います。ございませんでしょうか。

(「異議なし」)

○議長 異議なしと認めます。議長である私も異議はございません。よって議案第2号「一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款の変更について」は、議決権のある評議員の3分の2を超える賛成を得ておりますので、了承することと決定しました。

以上で、審議事項の審議は全て終了といたします。

続きまして、第1議題の(2)報告事項に入ります。初めに、報告第1号「令和4年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館補正予算(第2号)について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 報告第1号「令和4年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館補正予算(第2号)について」。

上記を報告します。

令和5年3月29日。

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館理事長、武者小路知行。

それでは、補正予算の予算書を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページ目、総括表でございます。I、事業活動収支の部、事業活動収入でございます。こちらで、4、利用料の2、頒布料につきまして、予算額が10万円であったところ、補正額として25万円を計上し、合計額35万円といたします。これは、名言集の『生きるなり』の頒布料収入が増えたことによるものでございます。

次に、5、諸収入の3、雑収入でございます。289万2,000円の予算額に対して、補正額5万円、合計294万2,000円、これについては、電気料金の補助金の収入が増えたことによるものです。

以上によりまして、事業活動収入は予算額1億3,328万7,000円に対して、補正額30万円、合計1億3,358万7,000円となります。

次に、事業活動支出でございます。

管理費は、補正額はございません。

事業費は1、普及促進事業で10万円の補正となります。1,317万2,000円に対して10万円の補正で、1,327万2,000円でご

ございます。これは、名言集『生きるなり』の増刷に伴う一般需用費の増によるものでございます。

次に、3、施設管理費です。1、施設管理運営事業費については、1,392万4,000円の予算額に対して、20万円の増になります。20万円の増により、1,412万4,000円となります。これは、電気料金の値上げ、空調機の洗浄委託に伴う費用の増に伴うものでございます。

以上で、事業活動支出1億3,323万7,000円に、30万円の補正を足して、1億3,353万7,000円となります。

先ほどの収入に対しての支出、事業活動収支の差額が5万円でございます。これは後に出てまいります予備費に当たります。

Ⅱ、投資活動収支の部、Ⅲ、財務活動収支の部は、収入支出とも0円でございます。

次に、3ページ、Ⅳ、予備費支出を御覧ください。1、予備費支出は、当初の予算額5万円、補正額0で、合計5万円でございます。これにより、当期収支差額は0円になります。前期繰越収支差額428万2,000円に対して、次期繰越収支差額が428万2,000円になります。

次に、4ページを御覧いただきたいと思えます。こちらは、先ほど事業活動収入でお話しいたしましたように、4、利用料で25万円。5、諸収入の3、雑収入で5万円ほど補正をさせていただき、合計30万円の収入の増となります。

次に、5ページを御覧くださいませ。Ⅰ、事業活動収支の部、事業活動支出のほうの科目一覧でございまして、2、事業費、2、一般需用費467万7,000円に10万円の補正となり、477万7,000円となります。先ほど申しましたとおり、名言集の『生きるなり』を増刷いたしましたので、一般需用費の増となりました。

次に、資料管理事業費、3、情報提供システム事業費、6ページに移りまして、4、受託事業費に関しては、補正予算はございません。

3、施設管理費です。1、施設管理運営事業費のうち光熱水費444万6,000円に対して10万円の補正。合計額454万6,000円です。こちらは電気料金の値上げに伴う増でございます。

3、委託料、維持管理委託料301万円に対して10万円の増、311万円になります。こちらは空調機の洗浄委託の費用が出たことによる不足額の補充ということになります。

2、実篤公園事業費は、補正額はありません。

4、自主事業費も補正額はございません。

以上で、事業活動支出が1億3,323万7,000円に30万円の補正の増で、1億3,353万7,000円でございます。

収支の差額の5万円については、総括表の予備費に当たるものでございます。

以上で、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長 　ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号「令和4年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館補正予算（第2号）について」、質疑、御意見、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで質疑を打ち切りたいと思います。

報告第1号「令和4年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館補正予算（第2号）について」は御了承いただいたものとして、では次に、報告第2号「令和5年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館事業計画について」及び報告第3号「令和5年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館予算について」を議題といたします。

報告第2号及び報告第3号については、内容が関連しておりますので、一括して御説明と、その後、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○議長 　それでは、御異議がなかったと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、事務局より報告第2号と報告第3号を一括して御説明をお願いいたします。

○事務局 　それでは、報告第2号を行いたいと思います。報告第2号「令和5年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館事業計画について」。上記を報告します。

令和5年3月29日。

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館理事長、武者小路知行。

お配りしております事業計画（案）を御覧いただきながら説明いたします。また、時間もあまりないということですので、令和5年度に特に特化した部分についての説明ということにさせていただきたいと存じます。

令和5年度につきましては、当財団が指定管理者に指定されてから2期目、指定管理期間10年の5年目ということになります。

また、令和2年から新型コロナウイルスの感染拡大等対応してまいりましたけれども、令和5年度に関しましても、引き続き、感染拡大に対する対策を十分に行いながら、この後、対応の緩和が起きてまいりますので、事業内容に創意工夫を図り、事業活動の充実、新たな展開ができるように努めてまいります。

令和5年度に関しましては、市が実施する実篤記念館の照明設備改修工事がございます、こちらに取り組みます。これに伴いまして、1か月半ほどの臨時休館がございます。11月28日から1月19日の間、臨時休館とさせていただきます。

それでは、2ページの2、令和5年度重点的な取組のところから御説明をさせていただきます。

(1)の博学連携の推進でございますが、ここまで博学連携を進めてまいりまして、この2年ほどの間に、教材などの提供、また、提案などを進めてまいりました。令和5年度もさらにこれを進めまして、教材の開発につきまして、内容と件数の充実を図ってまいります。また、場の提供につきまして、積極的に提案をしてまいります。新型コロナウイルス感染症の対策が緩和されていきますので、この中で、見学授業であるとか、学校への出張授業の実現に取り組んでまいります。

次に、3ページ、(2)の春の特別展でございます。「武者小路実篤の1923年」という企画で開催いたします。

今年、2023年でございますが、100年前、1923年は大正12年ということで、関東大震災が発生し、首都圏を中心に甚大な被害が発生したという年、そこから100年目ということになります。

この大正12年は、実篤にとってもなかなかいろいろなことのあった年でございます。作家として、文学者といたしましては、初めての全集の刊行が始まるということで、一定以上の評価がされてきております。

また、私生活におきましては、前妻の房子との間で擦れ違いが起き、また、後に結婚いたしました安子さんとの間での関係が近くなり、年末には子供が生まれて、実篤としては待望の子供が生まれまして父となるという、そういう意味では順調な年であった一方で、関東大震災の発生によって『白樺』が終刊を迎える。また、白樺同人である有島武郎が情死をするというような不幸といえますか、大きな事件もあった年でございます。

実篤にとって、この大きな様々なことのあった1年、これがまた実篤の心情にどう影響したか、あるいは作品にどういった影響があったかという

ことで、1年を追うという企画を展覧会として開催いたします。

次に、(3)の秋の特別展「武者小路実篤の本をめぐる物語」という企画で開催いたします。こちらは、実篤記念館のこれまでの収集、それから、資料の整理、研究の成果の1つとしまして、一般的に言いますと、稀覯本であるとか、あるいは署名・献呈本などを主に取り上げてまいります。実篤自身が出版に関わったものについては、様々なこだわりといったものがあったり、あるいは、出版した書店とか、出版社などに様々なエピソードがあったりというようなものがありますので、そういったもの、それから、署名のある本というものも実篤記念館はたくさん持っておりますが、そういった署名や献呈のある本につきましては、その宛てた相手との関係というようなもの、それから、その間にある心情というようなものがその中にございますので、そういったなかなか面白い様々な内容について、1つの物語として御紹介をするという展覧会として企画をしております。

次に、(4)の情報提供システムのリニューアルでございます。これはずっと取り組んできたことではございますが、リニューアルに向けて、改修の内容や方向性などについて、具体的な検討を進めてまいります。

また、リニューアルまでの間につきまして、既に稼働から18年が経過しております。情報系のシステムとしましては、18年というのはかなり長い時間が経過しておりますので、システムの部分、それから機器的な部分におきまして、安定的な運用ができるように取り組んでまいります。

それから、昨年、一昨年と続けてまいりましたが、ホームページのさらなる充実の一環といたしまして、実篤公園のVR映像を制作して、ホームページでの公開をいたします。

それから、(6)の旧実篤邸の保存と活用についてでございますが、令和5年度に関しましては、文化財保存の視点を踏まえて、旧実篤邸のサンルームの敷居等の修繕を実施いたします。既に建設から68年が経過した建物ということで、様々な老朽化などが起こっておりますが、こちらは今回の補修を行うということになっております。

次に、(7)の作品・資料の保存環境の整備でございますが、令和5年度につきましては、館内の保存環境を維持するために、収蔵庫のくん蒸消毒を実施いたします。こちらのくん蒸消毒に関しましては、隔年で実施しているものでございまして、令和5年度は実施の年ということになっております。

4ページでございます。(8)番ですが、新型コロナウイルスに関わる

対策ということですが、国や市のガイドライン、方針に従いまして、感染防止対策を講じながら行ってまいります。この間、新型コロナウイルスの流行が始まってから様々な事業への制約があった中で、動画の制作や配信、それから、ライブでの配信等によって新しい参加の仕方ということを提案してまいりましたので、これによって、遠方などから、これまで来られなかった方も参加できるという状況が生まれております。こういった取組につきましては、新型コロナウイルスの状況とはまた別の問題として進めてまいりたいと考えております。

次に、3の事業概要、指定管理事業の普及促進事業についてでございます。

展示事業といたしましては、年2回の特別展と4回の企画展の開催を計画しております。この展覧会の日程につきましては、17ページに一覧にしております。こちらにも御参照いただきたいと思います。

それから、普及事業といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、体験型の事業が大変望まれる状況が起きておりますので、こちらには力を注いでまいりたいというふうに考えております。

また、令和5年度といたしましては、ボランティアの養成を新たにいたします。5年ぶりということになるかと思っております。新型コロナウイルスの流行が始まる前年度に養成して以来ということになりますので、また新しいメンバーをお迎えしたいというふうに考えております。

学校教育との連携につきましては、先ほども重点項目の中でもお話しいたしましたが、新たな教材の開発や提案の推進を行ってまいります。学校との連携も進めてまいります。さらに、学童クラブなどへの事業提携を行うことで、放課後の児童へのアプローチも進めてまいりたいと考えております。

郷土博物館との協働事業といたしましては、従来どおり、印刷物の発行であるとか、あるいは、双方の収蔵品資料の相互利用ということで、コーナー展示などで協力をしてまいりたいと存じます。

調査研究事業でございますが、秋の特別展は、これまでの調査研究を活かした形での企画でございますので、こういった形で日常的に調査研究を進めることで、次の、またその先の企画につなげていくということを進めていきたいと考えております。

それから、先ほどもちょっとお話を申し上げましたが、動画などの制作も進めておりまして、教育への提供、あるいは、遠方の方への提供という

ことで、動画の制作・配信、ライブ配信による参加は進めてまいります。

5ページでございますが、資料管理に関しましても同じくで、資料を整理し管理することで次につなげていくということは同様に進めてまいります。

ウの情報提供システム事業に関しましても、全面的なリニューアルに向けての具体的な検討を進め、また、リニューアルまでの安定的な運用に努めます。

エの施設管理運営事業でございますが、令和5年度は、隔年で実施している収蔵庫のくん蒸作業を行うほかに、地下ピット等の止水修繕、排水ポンプの交換、消防設備の改修等を実施いたします。

また、調布市が実施する実篤記念館の照明設備の改修工事に取り組んでまいります。

また、令和4年度に調布市と災害時対応協定を取り交わしております。こういった形で市との連携の強化、また、地域貢献を図ってまいります。

それから、自主事業でございますが、これまでと同じように、物販事業による収益を自主事業の充実に充ててまいります。

また、6ページ、一番上にありますが、令和5年度から、市の事業への協力といたしまして、ふるさと納税に実篤記念館のミュージアムグッズの提供を始めさせていただきます。

(4) 財団運営でございますが、これまで培ってまいりました経験、実績、信頼を最大限に発揮してまいります。

また、労務管理などをはじめとした職場環境を整備して、職員が安心してスキルアップに励みながら業務に当たれるように図ってまいります。

また、総務部門と事業部門の職員を相互に異動することによりまして、それぞれの業務を理解した上で実務に当たることができるようにしてまいります。

人材育成に関しましても、スキルアップを図っていけるように、また、引き続き世代交代を図ることができるために、技術や知識の継承を進めてまいります。

運営費用に関しましても、財源の確保、それから、効率的、効果的な事業運営を行うことで経費の抑制を図るということを常に心がけてまいります。

また、アンケートなどによるニーズの把握、それを反映していくという形で満足度のアップ、利用の促進に反映するように努めてまいります。

7ページ以降の表に事業の内容を記載しておりますので、こちらもお目通しをいただきたいと思います。

17ページが、先ほど御紹介いたしました、展覧会の日程となっております。

18ページ、19ページで、休館日や休室日などと、旧邸の公開日をまとめてございます。

雑駁ではございますが、事業計画の説明とさせていただきます。

○事務局 引き続き、報告第3号「令和5年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館予算について」。

上記報告いたします。

令和5年3月29日。

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館理事長、武者小路知行でございます。

予算書を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページ目の総括表でございます。令和5年度の予算書は、財務諸表に連動した予算書形式となっております。

まず、Ⅰ、事業活動収支の部、事業活動収入でございます。当財団の予算は、調布市からの補助金、指定管理料、受託事業収入、また、入場料などの利用料収入によって、展示・普及事業及び資料管理事業、施設管理事業を運営する一般会計と、物品販売事業と自主事業を展開する特別会計で構成されております。これらの2つの会計を総括した表となっております。こちらは、3ページで詳しく御説明いたしますので、合計額の御説明だけとさせていただきます。事業活動収入については、1億4,486万円で、前年度比1,401万5,000円の増となっております。

次に、事業活動支出です。こちらは、同じく6ページ以降で詳しく説明いたしますので、合計額の説明だけとさせていただきます。事業活動の支出の合計が1億4,481万円です。前年度に対して1,401万5,000円となります。

これにより、事業活動収支の差額は、予算額5万円で、増減額は0円でございます。

次に、2ページを御覧ください。Ⅱ、投資活動収支の部でございます。投資活動収入と支出は0となっております。

Ⅲ、財務活動収支の部でございます。財務活動収入、支出ともございませんので、収支差額は0円となっております。

次に、Ⅳ、予備費支出でございます。予備費は5万円で、前年度の増減額が0でございます。先ほどの事業活動収支の残額5万円が予備費の支出の財源となっております、これにより収支差額は0円となります。令和3年度の決算額を反映した前期繰越収支差額が478万1,000円で、前年より49万9,000円増となり、次期繰越収支差額は、収支差額が0円でございますので、478万1,000円となります。

次に、3ページを御覧ください。ここから横組みのものになってまいります。科目別一覧でございます。科目別一覧に対して、事業活動収入について説明させていただきます。主な予算の増減理由については備考に記載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

1、補助金でございます。財団職員の人件費7,990万7,000円に、事務費、財団運営による事務費でございます、1,026万3,000円、合計9,017万円でございます、前年比212万7,000円でございます。

次に、2、指定管理料でございます。3,909万7,000円で、前年比1,097万6,000円となります。主に隔年のくん蒸及び比較的大きな設備工事による費用の増を反映したものとなっております。

3、受託事業収入でございます。実篤公園の日常管理費と展覧会の受託から成っております、合計853万7,000円、66万2,000円の増となります。

4、利用料収入です。1、利用料、それから2、頒布料で、合計100万円で、増減が0となっております。コロナ緩和後の入場者増を想定しておりますが、改修工事に伴う休館による収入減も見込み、前年度と同額となっております。

5、諸収入でございます。事業参加費、友の会会費、雑収入、利子収入、繰入金から成っております、合計38万1,000円。前年度と同額でございます。

6、自主事業収入でございます。主にミュージアムグッズの販売収入になっております、合計額で567万5,000円、前年より25万円の増となっております。

以上で、事業活動収入が1億4,486万円で、前年比1,401万5,000円となっております。

次に、4ページを御覧ください。事業活動支出の説明になります。こちらは、管理費、事業費、施設管理費、自主事業費の支出順となっております。

す。

1、管理費でございます。事業運営のための人件費と財団運営のための事務費から成っております。人件費が合計で7,990万7,000円、前年比171万6,000円の増です。主に増減が多いところを説明させていただきます。

1、職員給料でございます。定期昇給、昇任の増、それから、昨年末に行われました若手職員の部分の人件費のアップによるものを反映しております。

2、職員諸手当でございます。これは51万9,000円の増で、定期昇給、昇任、通勤手当の増によるものでございます。

4、臨時職員の給料でございます。14万7,000円の増で、こちらは最低賃金増に伴う時給単価の増、それから、4月1日から市職員にも対応されます20円の時給アップを対応したものでございます。

次に、6、社会保険料に関しては、これらの定期昇給、時給増に伴うものでございます。

次に、2、事務費でございます。合計額が1,026万3,000円で、前年比41万1,000円の増でございます。

5、委託料でございます。302万3,000円で、合計額が前年より39万6,000円多くなっています。1つが会計事務のほうでのインボイスに対する対応の費用の増、もう1つが労務管理に関わるところでございます。労務管理は、これまで、令和3年度から、新たに社労士に労務管理に関して、いろいろ法律改正などに対応する助言を受けてまいりましたけれども、回数が限られていまして、それではやはり法律改正の対応や労務管理では賄い切れないということで、財政当局と交渉いたしまして、今年度は顧問契約、つまり、年間契約になったことによる増になるものです。

次に、7、負担金です。44万2,000円で、昨年度より6万5,000円の増。こちらは全国公益法人協会への入会と年会費によるものです。先ほど来の定款の変更なども含めて、一般財団法人として運営に関わる法律等の改正等に対応していくための情報を得て、また、様々なケースで助言を受けられることから、全国公益法人協会の準会員として入会する費用でございます。

以上で、管理費が9,017万円で、前年比212万7,000円の増となります。

次に、5ページを御覧ください。事業費でございます。実篤記念館の事

業に関わる費用で、合計で1,611万円で、前年比22万6,000円の増となります。

1、普及促進事業です。展示・普及に関わる費用でございまして、増減が大きいところで申しますと、3、役務費でございまして、224万5,000円で、前年比19万2,000円減となります。こちらは、美術品の運搬の日数が、これまで秋の特別展で3往復利用しておりましたが、今期に関しては、2往復で大丈夫ということで、日数を減らしたことによるものでございます。

4、委託料です。455万2,000円です。前年に対して37万4,000円となります。VRの映像費が、今年春と秋・冬の年2回撮影ということになりましたので、撮影回数が増えたということでの映像制作費の増と、それから、ポスターやチラシ、印刷物のデザインに関しては、デザイナーがそれぞれ変更になっておりまして、それに関わるデザイン委託料の増が伴っておりますので、それらの増を反映したものでございます。

2、資料管理事業費です。資料の整理・保存に関わる費用で158万6,000円。前年比と増減は0でございまして。

3、情報提供システム事業費でございまして、321万2,000円でございます。前年との比較は0でございますが、委託料と使用料及び賃借料で若干の増減がございます。まず、委託料に関しては、情報提供システムのリニューアルの検討、本格的な検討をするための委託料に関わる費用の増ということで162万8,000円となり、11万円の増。使用料及び賃借料に関しては、システムのリース機器、それから光回線の使用料等でございますが、利用料金の様々な組合せにより減が図られたことにより、11万円の減となり、委託料の増と、プラスマイナス0ということで、システム費全体に関しては、321万2,000円となります。

4、受託事業費でございまして。こちらは展覧会の受託に関わる費用で、現段階では展覧会の予定はございませんが、年度途中で依頼されることがございますので、科目設定ということで、6,000円の計上をさせていただいております。

次に、6ページでございまして。3、施設管理費でございまして。1、施設管理運営事業費は、実篤記念館の施設管理及び実篤公園の日常管理に関わる費用でございまして、合計3,285万5,000円、前年に対して1,141万2,000円の増でございます。

1、施設管理運営事業費、こちらは実篤記念館の施設管理に関わる費用

で、合計で2,432万4,000円。増減が1,075万円でございます。特に増減が大きいところを説明させていただきます。

1、需用費、光熱水費です。464万6,000円で、前年比40万円の増です。皆様も御存じのとおり、電気料金の大幅値上げに対する対応でございます。

次に、修繕料907万3,000円、増減が775万3,000円増でございます。こちらは、施設管理費の経常的な維持管理費として、施設設備の老朽化に伴って不具合が多くなっておりまして、令和5年度は、維持補修費として65万円、止水盤改修工事改修費として3年計画の2年目でございます。また、昨年の地下ピット調査の結果を受けた漏水の補修、自動火災報知機の設備の改修、排水ポンプの交換の修理が入り、修繕料が増えております。

次に、4、使用料及び賃借料です。176万1,000円、前年に対して102万5,000円の増でございます。これは、毎年お願いしておりました監視カメラの改修が実現することになりまして、これの新規リースを組むことによる費用の増でございます。

2、実篤公園管理事業費でございます。853万1,000円で、66万2,000円の増でございます。

特に、2、委託料でございます。839万9,000円に対して、前年より66万2,000円の増でございます。こちらは、委託料で、最低賃金の引上げに伴うシルバー人材センターの委託費の増と、令和5年度は、文化財保存の視点を踏まえて、旧実篤邸のサンルームの敷居等の修繕、また、手すりの塗装を実施することによる費用の増に伴うものでございます。

次に、7ページを御覧ください。4、自主事業でございます。合計金額567万5,000円で、25万円の増となります。

2、物品販売事業費です。ミュージアムグッズの関係の費用でございます。予算額が450万5,000円。前年比25万円増でございます。こちらに関しては、2、商品仕入れで20万円の増となっております。実篤記念館のミュージアムグッズの製作費、それから商品仕入れに関わる経費が、値上げにより増になっていることから、20万円の増を見込んだものでございます。

4、役務費です。35万円で、5万円の増。こちらも宅配便等の料金の値上げが4月1日から実施される予定でございますので、それを想定した送料の増に伴うものでございます。

3、自主事業費です。116万円でございます、こちらは前年比増減0になっております。観梅の集い、朗読会などを開催する経費に充てられるものでございます。引き続き、令和3年度から本格的導入をしました施設管理アドバイザーの委託については、こちらの委託料から支出させていただいて、今年度は、非常に設備改修とかが多くございますし、それらの仕様書を作るに当たったり、途中での様々な軽易修繕に伴うことでのアドバイスを受けることによって、私どもの施設管理業務に役立ててまいりたいというふうに考えております。

以上で、令和5年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の予算の説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。

事業計画と予算、大きく2つございましたけれども、報告第2号「令和5年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館事業計画について」と、同予算についてです。一応、2つに分けてお伺いします。

では、まず、事業計画についてのほうで、質疑、御意見等ございましたら。

お願いいたします。

○評議員 質問は2つで、コメント1つです。

1つは今回、御紹介あった情報提供システムのリニューアルの件なのですが、スケジュールです。マスター作業として、何年に向けての、今、何をやっているんだみたいなところがあれば教えてくださいというのが1つ。

もう1つは、もう少し弱い質問で、今、若葉小学校と四中と若葉図書館の設備を合わせる検討、工事の話が進んでいると思っています。おそらく、若葉地区固有の問題というか、動きなのか、今、児童等が減ってきて、小中学校とか図書館を交ぜていくような動きがあるのだとすれば、今回、学童の話も出てきたので、記念館のユーザー層への対応が少しこれから変わってくるのではないかなと思っているので、そのあたり、何か近所でお聞きのことがあればお聞きしたいというのが2点目の軽い質問です。

コメントの1つは、今年度、外環道の工事は多分止まっているのだと思いますので、例の漏水の件というのは、外乱要因にないんだと思っておりますが、来年度以降、工事が再開したことに伴って、何らかの不都合、不具合が出てくることがあったときに、事業計画のほうに、予想なり予測なり、あれは1年では終わらないはずなので、何年に再開するから、その

後、何か不具合が起きても対応できるような予算とか計画とかを立てていく必要があるのではないかなとちょっと思ったのでコメントです。

以上です。

○議長 確認しますと、1つ目が、重点的な取組の(4)にあったものですか、情報提供システムの具体的なスケジュール、2番目は、近隣にお住まいだからこそその質問で、近隣の学校との連携、その他。最後、コメントとしてなので、質問に対する回答はなくてもいいのかもしれませんが、外環道の工事再開に伴う対応について何かあればという3点ですね。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

では、事務局から。

○事務局 では、情報提供システムのリニューアル計画についての説明をさせていただきます。

調布市の次期基本計画の中で、令和5年度から4年間、5・6・7・8年度の事業計画が、もう発表にはなっているかと思えますけれども、その中で実篤記念館の情報提供システムのリニューアルを位置づけられております。この中では、令和5年度に関しては検討、それから令和6・7・8年度に関しては検討に基づく取組ということで位置づけられております。そういうことではございますが、私どもとしては、令和5年度には、かなりの具体的なところで検討し、次期、令和6年度に合わせて実施できるように予算立て、計画を進めていきたいと思っております。

令和6年度に関しては、映像提供システムが、今もうシステムと機械ともに、ハード、ソフトとも、ぎりぎりの状態で運用しております。これをまず最初に新しくするというを目途に、それから毎年、ホームページ、情報閲覧システムを順に実施して、最後にデータベースということで、1年ごとに1つずつ計画をしていく予定でおります。その中で、少しずつシステムの設計とか、データベースに関しては、データの整備などの作業を当初から少しずつ進めていくということで、令和5年度も含めて5年間の計画を想定して、今、着手し始めたというところがございます。

以上でございますが、何かほかに説明不足のところはございますでしょうか。

○評議員 ありがとうございます。一応、今回、差額で上がっているところが10万円ぐらいだったので、検討で10万円はそんなに大きい金額ではないなと思ったので、どういう、要は、予算ができる範囲で進めていращやるのか、ある程度、きちんとしたスケジュールでやっていращ

やるのかを知りたくて確認したので、そこは了解しました。ありがとうございます。

○議長　では、近隣学校との対応については、特に何かございますか。

○事務局　先ほどの御質問といたしましては、若葉小、四中、若葉図書館の施設としての合同になるということからして、あの辺のいろいろな変化ということと、あと、ユーザー層ということですね。

○評議員　はい。

○事務局　この学校と若葉図書館を1つの施設にするについては、この3つの施設が非常にもう古くなっている。特に若葉図書館では、なかなか深刻に古い、老朽化している部分がありまして、その場合に、新たな施設として造る場合に、ばらばらに造っては効率が悪い。調和小学校のときもそうですが、非常に近接している文化施設について、統合してやるという方針は、実際もう既に起こっているかと思えます。

この近隣の状況については、柏原常務理事のほうが、会に出ておりますので、お詳しいかと思えます。

○議長　柏原常務理事、お願いします。

○柏原常務理事　私は一昨年まで市の職員として会議等に出ておりました。事業の背景としては、やはり施設の老朽化であるとか、あるいは、近隣に大型マンションがあちこちにできたことで若葉小の児童が急増して、もう施設が対応できないという見通しが出ておりまして、どうしても事業を実施していかないといけないと。当然、小学校がマンモス化すれば、その次は中学校がマンモス化するということですので、そういった背景から、施設的には統合して効率化を図りながら、そういった課題に対応していくという背景がございました。

ですから、近隣住民に具体的にどういう影響が出てくるかとか、そういったようなことはまだ見通せないのですけれども、市のほうでは、既に地元への説明とか、そういったものを開始している中で、今後、PFIによる事業として展開していくのだろうと想定されるところであります。

それによって、武者小路実篤記念館にどのような影響があるかということは具体的に見通せないところがございますけれども、新たな学校ができる中で、より一層、いわゆる博学連携ということ、あるいは図書館との連携みたいなものが図れていけたらいいのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、私のほうから1点あるんですが、今の質問の情報提供システムとも関わって、今、国会図書館とかも様々なデジタルデータ等を多く公開していて、私も仕事柄、様々に原稿を書くときには、記念館のデータベースを見て、この文庫本は第7版まで、いつぐらいまで出ていると、いろいろ検索するのですが、やっぱり著作権のこともあるのか、実際に見られるデータは、限られてしまう。

そういう意味で言うと、情報は分かるけれども、データはあまり見られないので、正直に言うと、少し物足りない、もっと見られないのかなという気持ちがあるんですが、今後、やっぱり著作権のことがあるということは分かっているんですけども、何かもう少し公開できるとか、そういうことはないのかと、ちょっと研究者目線でお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局　長いスパンの中で、今お話があったように、例えば国会図書館などデジタル画像での提供とかが増えてきているということもありますし、武者小路実篤の場合は、絵画作品が結構あるので、画像への需要はあるだろうと理解はしております。これにつきましては、やらないというわけではなくて、どうやったら安全に公開できるかということ、このシステムリニューアルの中でも検討していくということにはなっています。

ただ、例えば、絵画作品ですと1枚のものなので、それに例えば電子的な透かしを入れるとかという答えが割合簡単に出るのですけれども、本のように、100ページのデータがある、あるいは、テキスト的な部分で、全部公開するということが果たしてよいものであるかというような、そういうことも含めて検討はしていかなければいけないし、公開の可能性については常に考えているという状況ではあります。

実際に実篤記念館の現在持っている画像なのですが、館内のシステムでは、一部画像が見られるようになっています。絵画作品とか美術品の作品については、1枚あれば見られるので、それは原則として全て撮影をしている、あるいはフィルムからデジタル対応してあるという状況です。本については、基本的に表紙を撮影しています。原稿につきましては、1枚目の表題部分は大体撮ってあります。

それから、重要な部分については撮影がされていますが、例えば、「気まぐれ日記」は、現在すべてが映像化しているわけではありませんので、

そういう意味で、今持っているものは、全てが公開したとしても中身が全部読めるという状況ではありません。というのが、今、記念館が持っている情報の状況ということになります。

○議長 分かりました。今はやっぱりそういう状況ですね。

○事務局 それから、実は国文学研究資料館から御提案を受けておりました、あそこは、近代文献、文学資料も含めて近代文献のデジタル化を進めていて、その公開を行っています。昨年度が島尾敏雄さんのもの、今年度は中原中也記念館さんが持っている中原中也の自筆原稿を、基本的にあるものは全部デジタル化するというのをやっております。実は、次の計画として実篤記念館の持っている実篤の自筆原稿についてのデジタル化という提案をいただいておりますので、デジタルデータは、恐らく来年度作れるのではないかと。作った上でどういうふうに公開するかということについて、もともと国文学研究資料館のプロジェクトですので、あちらとともに公開について考えていくという形になろうかという状況です。なので、原稿については道筋が立っているという状況に今なっています。

○議長 なるほど。分かりました。

ついでの質問がもう1つございまして、最近は展覧会へ行っても、写真撮影可、これが全部撮って問題ないというところもあるのですが、記念館の展示に関しては、これまでどおり、基本的には写真撮影はさせないという方針なのでしょうか。

○事務局 館蔵資料に関しての場合は考えようがあるかと思うんですけども、特別展の場合ですと、特に外の館の資料をお借りしたりしていて、具体的に言いますと、「武者小路実篤と映画」のときには日活さんからNGが出ているんです。なので、個々に判断をせざるを得ないという状況です。

実篤記念館の収蔵品に関しての撮影をどこまで可とするかについては、検討をしていかなければいけないというふうに考えているところです。

○議長 なるほど。はい、分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○評議員 もう1回、すみません。

○議長 では、お願いします。

○評議員 さっき、一番最後に議長からの御質問にあった著作権のお話ですけども、それなりに近い将来、実篤の著作権が切れると思いますが。

○事務局 70年に。

○評議員　　じゃあ、ごめんなさい。もう少し先だ。あと20年か。

○事務局　　70年になりますので、あと二十何年かですね。

○評議員　　今回はあまり関係ないけれども、今回システムをつくるときに、著作権切れ後の動きのつくり込みは検討されるのがいいのかなというコメントです。そのときに考えるのではなくて、こいつは大丈夫とか、これは、この人も交ざっているから判断できないとかみたいなフラグがあるといいのかなとちょっと思いました。

コメントです。

○事務局　　ありがとうございます。

○事務局　　よろしいですか。

○議長　　はい、どうぞ。

○事務局　　画像に関しては、今、それぞれ公開できるか、できないかという、システムで切れるところがありますので、今の段階では、外に対しては公開できないと、非公開というところを選んでいる状況ですけれども、公開ができる状況になれば、設定を公開というふうに置き換えるだけで済みますので、作業的には、今の段階では、今のデータベースのシステムでも対応は可能かと思えます。

○評議員　　はい、分かりました。

○議長　　なるほど。

○事務局　　あともう1つ、先ほどの外環に関するところでございますけれども、今、これから地盤の改良工事ということで、そこに関わるお宅を壊しているという状況が始まっております。

私どもとしては、とにかく今、影響があるかもしれないと思っている漏水に関しては、現段階で止められるものなら止めたいということで、漏水の発見された主に3か所を中心として、漏水を止めていく作業を今年やらせていただく。その推移を見ていくことで対応していきたいと思っています。

当然、新たに外環が通ったところであった場合は、対応をしていくということでございます。

以上です。

○議長　　もう1点、僕のほうからありまして、コロナが明けて、多くの人に展覧会にも来てほしいし、公園にも来てほしいと思うんですが、公園のマップみたいなものがあつたかなと思うと、この辺りにヒカリモがあつて、ここの旧居のところでは暮らしていました。ここにある植物は何です

とか、そういうマップがなかったような気がします。

○事務局 実は、対応を始めております。

○議長 なるほど。

○事務局 冬編から配布しています。

○議長 そうですか。

○事務局 公園で配布していきまして、やっぱり植物の場合、季節で見られるものが違うので、大まかに四季で作って、来園された方が取っていただけるような形にしているのですが、これにつきましては、実は自然観察会をいろいろとお願いしております講師の先生との連携でやっております、今、PDFにしてプリントしているんですけども、これをホームページに載せたらいいのではないかという話になっているところです。

○議長 私もそう思いました、今。

○事務局 それを載せていこうというふうに考えているんですが、春までに間に合わなかったもので、もし間に合えば、春後半に使えるかと思うので、春あたりからホームページに載せようかなと思っています。教材動画の植物観察と一緒に始めたプロジェクトで、今、そんな形で進めているところです。

○議長 なるほど。はい、分かりました。

最近のニュースだと、小学校の教科書全てにQRコードがついて何か見られるというようなこともあるので、そういうマップとか、いろいろなものもQRコードとかでパッと見られたりするといいいのかなとも思いました。これはコメントです。

それでは、一応切りまして、事業計画についてはここまでよろしいでしょうか。

では、予算のほうについて、質疑、御意見をよろしくお願いいたします。

○評議員 いいですか。

○議長 では、どうぞ。

○評議員 質問が2つです。

今回、支出等のほうで、最低賃金と負担金増の話があって、そういう認識です。単なる確認に近いのですが、これが全て確定された情報、金額が確定しているのか、これから先に制定されるから、変わり得るということはないと思うんですけども、今、どういうステータスかというところを知りたいという話が1つ。

それからもう1つは、来年度の予算の収入の部のところで、増えている

ところが少ないので目につくのですけれども、頒布料のところが、少額ですけれども、25万円増えていますと。これ、今回の今日の補正予算で20万円を増やしたのに対して、込みでやっているのですか。今年と同じぐらいで見ているか、使うところは過年度の当初予算だから、今年と同じぐらい伸びるから25万円という置き方でよかったかの確認です。

○事務局 よろしいですか。

○議長 はい、お願いします。

○事務局 まず、人件費についてですが、昨年10月に、最低賃金に抵触する職員に関しては、最低賃金より上げた形の賃金にしました。それ以外の臨時職員については値上げしなかったのですが、4月の段階から、調布市が、それも加味した形で、それぞれ会計年度任用職員ですけれども、全員に対して20円ずつ上げるという情報等を得ておきまして、それに対してまでは対応することが可能な予算になっています。

さらに、10月に最低賃金が今の値上げした金額に対してプラスになった場合は、改めてそこで組み直すか、予算の状況を見ながら対応していくというところでございます。

○評議員 はい、分かりました。

○事務局 それから、収入に関してでございますが、第1回の第1号の補正予算で、実は5万円減にさせていただいたものです。令和4年度の当初が実は15万円でございます。それが『生きるなり』の非常に好調だったということもあって、増額、それに関わる様々なその後の経費の増ということでの収入の増ということを反映した形で25万円にさせていただいたところでございます。

これは計算式がございまして、利用者収入を上げると指定管理料が減るという計算式なので、この状況で指定管理料がそもそも頭から減ってしまうと、ちょっと運営として不安を感じていたものですから、例年どおりの100万円の形で、休館もありますので、前年度の令和4年度の当初の数字と同額にさせていただいた次第でございます。

○評議員 ごめんなさい。利用料ではなくて。

○事務局 頒布料金も、当初のものにさせていただいたということです。

○評議員 20万円増が去年の、違うな。20万円増になって、6の2のところ合っていますか。自主事業の物販のところですか。

○事務局 自主事業のほうの25万。

○評議員 20万円かな。今年度の予算。

○事務局 20万。

○評議員 1ページ目の……。

○事務局 ミュージアムグッズのほうですね。

○評議員 うん、そうです。

○事務局 こちらに関しては、ふるさと納税のミュージアムグッズという新しい展開がありましたのと、恐らく仕入価格の大幅な増になれば、もともとの商品の価格が上がりすぎるを得ないと思っているので、その中での20万円増というものを想定しました。

○評議員 分かりました。

○議長 ほかはいかがでしょうか。

私のほうから1つで、皆さんのお手元に新しい「新しき村」がありますとおり、私もちょっと依頼されて、『読書人』に前田さんの本の書評を書いた手前、いろいろ勉強したり、本も読んだりして、公益財団法人新しき村になって、そこに柏原さんがちょっと関わるような形になったのですが、予算とかで、新しき村関連で、何か変更とか、特に何もなかったのですが、新しき村との関わりの中で、予算的な変更面とか、ないのかということを経験的に疑問として。

○事務局 特にそれは想定しておりませんし、主たる事業に関しては、調布市の事業ということでございますので、そこはちょっと支出はできないということでございますので、全く別な独立採算のところでございます。

○議長 なるほど。

○事務局 そういう判断で、連携はいたしますけれども、何か特別なことというのは、特に現段階では想定されていません。

○議長 では、予算的なことで言うと、新しき村関係の支出なり、収入なりは、基本的には生じないというようなことですね。はい、分かりました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、ここで質疑は打ち切ります。報告第2号「令和5年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館事業計画について」及び報告第3号「令和5年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館予算について」は、これで御了承していただくことができました。

では、次に、報告第4号です。「令和5年度職員体制について」、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局 現在、令和5年度の職員体制の名簿をお配りしておりますの

で、それをお配りし切ったところで説明させていただきます。

それでは、報告第4号「令和5年度職員体制について」。

上記報告いたします。

令和5年3月29日。

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館理事長、武者小路知行。

令和5年4月1日予定の名簿を、今、提出しております。常務理事を柏原公毅、事務局長を福島さとみが引き続きさせていただきます。私のほうに総務係長の兼職が出ておりますので、それに合わせて少し説明させていただきます。

まず、これまで総務係で採用いたしました主事職員が事業係で学芸員として異動し、反対に事業係の主任でした職員が総務係長として、相互交換というような形で人事異動をした人事体制になっておりました。約5年余り、それぞれが事業、それから総務のお仕事に関して身につけてきたというか、経過がありますので、今年4月に双方を戻すという形で、それぞれ事業係長に戻り、主事職員は昇任して総務係に戻り主任、という形で配属することになりました。

これに合わせて、主幹が、事業係長の兼職をしておりましたが、主幹（事業担当）という形になります。

また、事業係を担当していた主事職員1名が、主任として昇任いたしましたので、事業係主任となりました。

総務係の主事職員は、引き続き総務係を担当いたします。

次に、嘱託職員、専門員でございます。2名の専門員とも、引き続き、月に20日で非常勤嘱託でございます。

次に、事務嘱託でございますが、18年余り勤務しておりました事務嘱託職員が、定年後、さらに引き続きの2年間を終了したということで、今期の3月31日をもって退職いたします。これに伴い、新規採用ということで、事務嘱託の専門員を総務と経理担当で採用いたしました。

次に、臨時職員のうち学芸補助の1名が、5年を越しましたので、無期雇用として雇用し、月20日の出勤という体制ということになります。

定年退職となります事業係臨時職員の後任として、1名を新規採用し、月12日の勤務でございます。

受付・物販を担当する臨時職員2名ですけれども、双方月16日で臨時職員として引き続き雇用いたします。

なお、その内の1名も、5年を超えましたので、無期雇用として雇用を

継続させていただきます。

以上14名が4月1日の体制でございます。

1名専門員が、3月に入ってから、ほかの館に転職するということが決まり、退職の届けが出ましたので、4月1日には間に合わないということで、7月1日採用を目途に募集を4月以降かけてまいります。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま第4号についての報告がございました。御質問を受け付けます。いかがでしょうか。

では、私のほうからちょっと伺いたいのですが、事業係長と総務係主事が、事業担当と総務担当で、5年間でチェンジということでしたけれども、その他の事業係や総務系の職員は、事業と総務でチェンジになったりしないで、チェンジになる人が限定されているということなんですか。

○事務局 特に設けてはいませんが、現状の事業と総務を回していくためには、今段階では、2人の入替えというのは難しいというふうに判断しました。

○議長 なるほど。では、その都度その都度ということですね。

○事務局 そうですね。事業内容と、それから、総務係と事業のバランス、全体のバランスを見ながら、その都度その都度対応していきたいとは思っています。

もちろん事業の人員の計画はございますけれども、それも今回も5年というのは予定外だった、コロナで展覧会が中止になってしまったということも含めて、予定していたカリキュラムが4年間ではできなかったというところで1年延長になりましたので、そういった事情もありますので、その都度その都度、適切な状態のときに対応していきたいと思っています。

ただ、現事業係主事が事業担当から総務係に移るということは、ある程度想定した時期を考えてはおります。

○議長 そうですか。なるほど。分かりました。

それで、調査とかの勤が鈍るとか、つくり上げていったコネとかつながりが切れて仕事がしにくいということはあるのか、そういうことをお伺いします。

○事務局 はっきり言って、展覧会のいろいろな感覚というのは、私も経験していますけれども、それはずれるとは思いますし、5年開いてしまうと、かなりそれを復帰していくというのは、徐々にやっていかなければ

ならないなと考えております。

ただ、総務のほうも、ちょっとここで人事関係、労務関係、いろいろな考え方が変わってきてしまったので、異動となった職員も基本的なことは分かっていますけれども、そういったところの新しい勉強は必要だと思います。

ただ、これだけの小さい組織ですので、連携が薄れていくとか、人脈が切れていくということは、多分、大きなところとは違いますので、それぞれ隣の部屋に行けば、相互にやっていくということで、基本的に、もともと相互の入替えて相互の状況を知ってフォローしていくということが可能になるようにということを想定しておりますので、全く切れるということはないかと思えます。

○議長 なるほど。はい、分かりました。

あと、私も学部長を大学でやって、その前は学務局長とかをやったりしていて、この無期雇用という辺りもちょっと反応しているんですが、本学だと、非常勤の教員とかが、5年たって手を挙げたら無期になるということで、それがない限りは別にそういう契約もしないんですが、記念館のほうも同じような形ですか。

○事務局 そうですね。

○議長 その該当者職員が。

○事務局 該当者に対して無期雇用を選ぶことができますよという書類をお渡しし、選ぶのであれば、これで申請してくださいということで対応していますので、お二人とも継続して仕事を続けたいということでしたので、手を挙げたという状態です。

○議長 そういう書面は。

○事務局 書面はちゃんとございます。

○議長 非常に良心的でいいと思えます。

あと、これは思いつきというか、先ほどもQRコードのこととか、今、ウェブデザインとかがすごく周知、情報の共有ということで大事なので、今度、1人採るのであれば、ウェブデザインにもたけた者とか、何かそういう人を採ってもいいのではないかとかとちらっと思ったんですけれども、そんなことは。

○事務局 ホームページは、職員が直接、更新やデザインを行っていないので、業務として外に委託している形ですので、そういう意味では、それに特化した職員の採用にはつながらないかなと考えております。

○議長　うちの大学には、やっぱり外部委託なんですけれども、結構高いので、内部でできてしまえばいいなというのは時々議論になるので、ちょっと反応しただけです。

それでは、この第4号について、ほかに御質問等ございませんでしょうか。

では、御質問がないようなので、職員体制でしたね。

次第の2、その他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○柏原常務理事　それでは、今日お配りしたクリアファイルの中に入っている資料の説明をさせていただきます。

まず、調布市との災害時対応協力協定等の締結についてということでございます。

記念館は、これまで市民の教育・芸術・文化の場として、いわゆる社会教育施設として様々な事業を行ってきたところですが、近年は、やはりこういった博物館施設が地域にどういう貢献ができるかということも問われる時代になっていると思っております。そういった中で、記念館は、市の監理団体でもありますし、また、法人格がある一般財団法人として、どのような貢献ができるかということを検討しておりましたところ、調布市におきましては、市の監理団体と、災害時の連携強化に向けた取組を強化していくという方針を出されてきたので、それを踏まえて、この間、調布市と記念館の双方で協議を行ってきました。

ただ、災害時の対応となりますと避難所がメインになってくるのですが、記念館の場合は、規模その他、職員体制から、どうしても避難所としての運用は難しいというところもございます。あと、水害時は、いわゆる浸水区域に入っておりますので、そういった中での対応は難しいという中で、いわゆる地震発生時における市の防災計画の中で、一時収容可能施設という位置づけがございますので、震災時には、そのような施設として記念館の活用を図っていくという内容での協定を結ばせていただいたところです。

この一時収容可能施設というのは、囲みの中にありますとおり、例えば、避難所への経路が通れなくなっているとか、あるいは、避難所の開設が遅れているとか、そういったようなときに一時的に収容して、また早期に避難所開設あるいは経路が確保されたときにはそちらのほうへ案内していくというような、一時的な待機施設のような位置づけになっておりまして、市の公共ホールであるとか、保育園、児童館、公民館等が指定されておりますので、記念館もこれまで全く指定がなかったところを、この計画の中

で位置づけを図って活用していくという協定を結んだところでございます。

2月8日をもちまして、市と基本協定及び利用に関する覚書を締結させていただいたところでございます。

報告は以上とさせていただきます。

○議長 では、1個1個で切って質問を受けていったほうがいいでしょうか。

○事務局 防災協定のところは、まとめずに先に。

○議長 それでは、調布市との災害時対応協力協定等の締結についてですが、これについての御質問等ございますでしょうか。

○議長 一時的というのは、宿泊とかはさせないということでしょうか。

○柏原常務理事 いわゆる避難所として数日にわたるような、そういったものはあり得ないのですけれども、もしかしたら1泊程度のものは想定されるかなど。

○議長 でも、うちの大学のほうも、そのために毛布とか食料とかを、一応備蓄とかをしています。そのための予算とかが、あるいは、購入して備蓄しておくというようなことは。

○柏原常務理事 いわゆる職員が帰宅困難になったときの対応のものは準備してありますので、それらも含めて、ある程度、対応できるのではないかと。

○議長 なるほど。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この災害時対応協力協定等の締結についてはここまでにして、春の特別展、その他について、事務局のほうからお願いします。

○事務局 お手元に特別展のチラシをお配りしました。これは納入が間に合いましたので、皆様のほうへ。

特別展の会期としましては、4月29日から6月11日ということです。

内容につきましては、先ほど事業計画のほうでも御説明いたしましたけれども、1923年という1年をピックアップしての展覧会ということです。

裏面を御覧いただいて、一番上の左上のところなんですけれども、関連行事といたしまして、「関東大震災と武者小路実篤」という講演会を行います。こちらも、昨年秋の展覧会でもライブ配信を行いましたけれども、会場は実篤記念館の地下のところを使ってやるので、これはリアルでの参加は8名の定員なんですけど、ライブ配信での参加も可能ということで、前

回の秋の特別展のときも、ライブ配信での参加もかなりありまして、その中でも特に遠方の方からの参加がありましたので、やはり一定の効果はあるなということで、今回も4月1日から申込みができるようにして、ライブでの配信を行うということにしております。

それから、展覧会のほうは、チラシの中身にも書いてございますが、早稲田大学の演劇博物館、いつもお世話になっている日本近代文学館や神奈川近代文学館と、あと、東京藝術大学の美術館から御協力をいただいている展覧会という形で開催をいたします。

○事務局　引き続き、ほかの資料について御説明させていただきます。

○議長　はい、お願いします。

○事務局　1つは、ボランティア活動の20年の歩みということで、2003年4月から1期生の11名が登録して活動が始まったということで、20周年のお祝いということで、3月、先般、集めて懇親会をいたしました。登録者が延べ79名、現在は21名ということになっておりまして、20年間の事業活動をグラフィックに、うちの職員が古い記録をたどりながら作ってくれました。現在も普及事業のサポート、PC入力とかのデータ入力、旧実篤邸やマンホールの清掃、中庭の環境整備、それから、公園や旧邸を中心としたガイドの活動などを写真にまとめてみましたので、御覧いただければと思います。

それから、新聞の記事、昨年の10月から今年の3月までの新聞記事で載ったものです。比較的大きな記事を載せていただいて、東京新聞の1月10日の朝刊で、社会面に実篤の『生きるなり』が紹介されて、これによってかなりあちこちから購入の御依頼をいただいたということです。

それから、「東京・ミュージアムぐるっとパス2023」が今年もありまして、101件の博物館、美術館等が参加しております。実篤記念館は、13ページの82番で登録されておりますので、御確認いただきたいと思います。

ぐるっとパスも比較的、去年からQRコードのチケットやスマホなどで、新しい形ではございますが、混乱なく新しい形での移行が進んでおります。

以上、説明を終わります。

○議長　これで事務局からの御説明が全て終わりました。質問がございましたら、よろしく願いいたします。ないようでしょうか。

それでは、御質問がないようですので、ここまでといたします。

以上で、本日予定していた議題等は全て終了いたしました。これをもち

まして、令和4年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館第2回臨時評議員会を閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

(午後5時07分 閉会)